

○行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領の制定について

〔令和 8 年 3 月 1 9 日〕
〔例規甲（免処）第 1 4 9 号〕

行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 4 条の 3 第 2 項（法第 1 0 7 条の 5 第 1 1 項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

ア 「処分書」とは、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「府令」という。）別記様式第 1 9 の 3 の 3、別記様式第 1 9 の 3 の 4、別記様式第 1 9 の 3 の 4 の 2 及び別記様式第 2 2 の 6 の処分書をいう。

イ 「出頭命令書」とは、府令別記様式第 1 9 の 3 の 5 及び別記様式 2 2 の 6 の 2 の出頭命令書をいう。

ウ 「出頭命令通知書」とは、府令別記様式第 1 9 の 3 の 6 及び別記様式第 2 2 の 6 の 3 の出頭命令通知書をいう。

エ 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭等の理由により処分書の交付を受けず、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則について（令和 7 年 3 月 1 0 日付け、警察庁丁運発第 1 1 2 号ほか。以下「運転者管理業務実施細則」という。）に定める処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。

オ 「出頭命令手配者」とは、法第 1 0 4 条の 3 第 2 項の規定に違反して、指定された日時・場所に出頭せず、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録をされた者をいう。

カ 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。

キ 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署及び本部所属をいう。

ク 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。

ケ 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。

コ 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 都道府県警察相互の連絡及び協力

行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分の執行依頼等の事務は、認知県警察、手配県警察及び住所地県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

第2 行政処分手配時の事前措置

1 行政処分手配者名簿の整備等

(1) 行政処分手配者名簿の作成

交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、処分手配登録をしたときは、当該行政処分手配者について行政処分手配者一覧（第1号様式）及び行政処分手配者名簿（第2号様式）を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

(2) 行政処分手配者名簿の引継ぎ

行政処分手配者名簿は、執務時間外においても照会に応ずることができるようにするため、執務時間終了時には交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）の行政処分係又は日直勤務員に引き継ぐものとする。

2 出頭日時及び場所の指定に関する措置要領の作成と引継ぎ

(1) 措置要領の作成

運転免許課長は、行政処分手配者が本県に住所を有する者であり、認知警察官から出頭日時及び場所の指定について協議を受けた場合には、手配事実等必要事項の確認を行うとともに、次により措置するものとする。

(ア) 行政処分手配者が取消処分者である場合には、所属署等からの出頭命令通知書等の到達に要する必要最小限の期間を考慮した上で、可能な限り早い日時に出頭するよう指定すること。

(イ) 行政処分手配者が、停止処分該当者である場合には、(ア)の書類の到達期間を考慮し、その者の処分日数（短期・中期・長期）により発見した日から原則として20日以内のそれぞれの停止処分者講習実施日の午前8時30分から午前9時までの間を指定すること。

(ウ) 出頭場所は、運転免許課（都留分室を除く。）とする。

(エ) (ア)及び(イ)の指定をした場合は、出頭日時等の指定に関する協議受理簿（第3号様式）を作成し、指定状況を明らかにしておくものとする。

(2) 措置要領の引継ぎ

(1) の措置要領及び出頭日時等の指定に関する協議受理簿は、執務時間外においても協議に応ずることができるようにするため、執務時間終了時には運転免許課の行政処分係又は日直勤務員に引き継ぐものとする。

3 出頭命令に関する事務取扱責任者

所属署等は、出頭命令に関する事務の適正を期するため、警部又は警部補の階級にある警察官の中から、出頭命令に関する事務取扱責任者を置くものとする。

第3 行政処分手配者発見時の措置要領

1 認知警察官の措置等（別紙1及び別紙2）

(1) 照会担当への照会時の確認項目

認知警察官は、警務部情報管理課照会担当（以下「照会担当」という。）から行政処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日、手配県警察並びに行政処分手配者の氏名、生年月日、運転免許の保有状況、対象者が免許証を有する者にあつては免許証番号、免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては免許情報記録番号、処分種別及び処分日数を確認するものとする。

(2) 出頭命令

ア 処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

照会担当から行政処分手配者である旨の回答があつたときは、出頭命令の措置を執ることとなるが、

- ・処分は既に執行されている。
- ・処分の根拠となった違反、事故を思いつかない。

等の抗弁を受けたときは、認知県警察の行政処分担当課を通じ、手配県警察の行政処分担当課（執務時間外にあつては、運転免許課日直勤務員。以下同じ。）に照会し、

- ・前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）
- ・前歴回数
- ・累積点数

等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令の措置を講ずるものとする。

イ 出頭日時及び場所の指定の協議

認知警察官は、認知県警察の行政処分担当課を通じ、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時及び場所を指定するものとする。

なお、発見された時の行政処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なる場合は、現住所及び連絡先を確認し、現住所を管轄する住所地県警察の行政処分担当課と手配県警察の行政処分担当課が協議し、出頭日時及び場所を指定するものとする。

(3) 出頭命令通知書の作成

ア 書類の作成要領

出頭命令書及び出頭命令通知書の記載要領（別紙3）によるものとする。

イ 出頭命令書の交付

認知警察官は、（2）に基づき処分手配者に出頭命令書を作成し、及び交付し、出頭命令を行うものとする。

ウ 出頭命令通知書の宛先

出頭命令通知書は、法第104条の3第3項の規定により、行政処分手配者の住所地県警察を管轄する公安委員会に対して送付することとなるが、処分手配登録をした公安委員会と住所地県警察を管轄する公安委員会が異なる場合には、処分手配登録した公安委員会に対しても出頭命令通知書を送付することとなることから、写しを確実に作成するものとする。

(4) 事後措置

出頭命令書を交付した場合には、交付日翌日までに、出頭命令通知書（写しを含む。）及び出頭命令書の写しを所属署等に提出するものとする。

2 所属署等の措置

認知警察官から出頭命令書の写し及び出頭命令通知書（写しを含む。）を受領した所属署等は、運転免許課に報告した上、必要な指示を受け、

- ・手配県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書（手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、出頭命令通知書の写し）
- ・住所地県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書（住所地県警察と手配県警察とが異なる場合に限る。）
- ・認知県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令書の写しを送付するとともに、送付状況を出頭命令等処理簿（第4号様式）に記録しておくものとする。

3 運転免許課の措置

(1) 出頭日時及び場所の回答

認知県警察の行政処分担当課から協議を受けた場合は、必要事項を確認の上、措置0要領に基づき行政処分手配者の出頭日時及び場所を速やかに回答するも

のとする。

(2) 所属署等から報告を受けた場合の措置

所属署等から報告を受けた場合には、出頭命令通知書の送付等について指導するとともに、手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課に行政処分手配者に対し出頭命令を行ったことを連絡するものとする。

この場合、出頭命令書の交付状況報告受理簿（第5号様式）に所要事項を記載しておくこと。

(3) 処分執行依頼等

本県において処分手配登録をした者で県外に居住しているものを認知した旨の連絡を認知県警察の行政処分担当課から受けた場合には、その内容を出頭命令通知書等の送付連絡受理簿（第6号様式）に記録するとともに、速やかに処分執行を依頼する。

(4) 指定日より早い日への変更の要求があった場合の対応

出頭命令書の交付を受けた後に、行政処分手配者から指定日より早い日に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書及び処分書の到達に要する期間等を考慮して、出頭日時を再指定するものとする。

(5) 法第109条第1項による出頭命令を受けた行政処分手配者に対する措置

交通違反の事務手続が終了した時点で、法第104条の3第2項による出頭命令の措置を講ずるものとする。

(6) 出頭命令の適切な管理

運転免許課長は、出頭命令の措置が講じられたときは、当該出頭命令を受けた者について、出頭命令対象者名簿（第7号様式）を作成し、出頭命令に関する情報を管理すること。

(7) 行政処分手配者の出頭時の措置等

ア 処分書の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行するものとする。

イ 処分書を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示するものとする。

ウ 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者にあつては直ちに処分を執行し、停止処分対象者にあつては更新手続終了後に処分を執行するものとする。

4 手配警察からの処分執行依頼

行政処分手配者が本県に居住する場合で、手配県警察の行政処分担当課から処分執行依頼を受けた運転免許課は、出頭した行政処分手配者に対し、3（7）に準じて処分を執行するものとする。

第4 出頭命令に従わなかった者に対する措置

1 過料事件の取扱い

過料事件は、原則として過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所の管轄とされており、手続の開始は裁判所の職権によるところとなる（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条等参照）が、過料事件の全てについて裁判所が独自に職権で探知することは事実上不可能であることから、一般には、関係公務員から過料に当たる行為のあった旨の通知を受け、管轄裁判所が手続を開始することとなるため、過料事件通知書（第8号様式又は第9号様式）にて運転免許課長宛てに報告すること。また、出頭命令に際しては、過料が新設されたことを念頭に、当該出頭命令を受けた者に対して、出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかったときは、過料に処される可能性がある旨説明し、出頭を担保すること。

2 運転者管理業務への登録等

(1) 出頭命令手配登録

出頭命令を受けた者が当該出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかったときは、運転免許課長は、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録を行うものとする。

(2) 出頭命令対象者名簿への追記

第3の3（6）の出頭命令対象者名簿に、出頭命令に違反して指定された日時・場所に出頭しなかった旨を追記し、出頭命令手配者の所在を知った認知警察官からの連絡に対して適切に対応することができるよう必要な整備をしておくものとする。

(3) 出頭命令手配者発見時の措置要領

出頭命令手配者の所在を知った警察官は、第3の1（1）に準じて照会担当に確認するとともに、当該出頭命令手配者の発見場所を管轄する都道府県警察の行政処分担当課を通じ、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講ずるものとする。また、同時に手配県警察は、地方裁判所に過料事件の通知を行うなど、適切に対応するものとする。

(4) 出頭命令手配者の住所地が別にあるときの措置要領

出頭命令手配者の所在を知った場合において、出頭命令手配者の住所地を管轄する都道府県警察が手配県警察と別にあるときは、運転免許課長は当該都道府県警察の行政処分担当課と協議の上、当該都道府県警察に処分執行依頼を行うなど、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講ずるものとする。また、過料事件の通知は、過料事件通知書（第8号様式又は第9号様式）を作成し、過料に処せられるべき者の住所地を管轄する地方裁判所に行くこととされていることから、運転免許課長は出頭命令手配者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課と連携して、当該都道府県警察から通知がなされるように適切に対応するものとする。

別紙・様式 略